

地域におけるリスクリングの推進に関する 地方財政措置について



総務省

令和5年9月29日

総務省自治財政局調整課

地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置

○ 地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に要する経費に対して令和5年度より特別交付税措置(措置率0.5)を講ずる。

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する、
①経営者等の意識改革・理解促進、②リスクリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスクリング支援
※ 地域職業訓練実施計画(職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画)に位置付けられる
地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで(「人への投資」パッケージの終了年度と同様)

地方(対象事業例)

①経営者等の意識改革・理解促進

- 経営者向けセミナー開催
 - 産学官のリスクリング協議会の設置・運営
 - 経済団体等のリスクリング支援に関する理解促進
- 等

②リスクリングの推進サポート等

- 専門家・アドバイザー派遣による企業のリスクリング計画策定支援
 - 相談窓口によるワンストップ支援
 - 地域の支援人材不足解消のためのリスクリング推進人材育成
- 等

③従業員の理解促進・リスクリング支援

- 従業員向けセミナー開催
 - 従業員向け短期講座開催
 - 資格試験経費助成
- 等

国

リスクリングに関する支援

- 人材開発支援助成金
 - 教育訓練給付制度
 - 公的職業訓練
- 等

リスクリングの推進

(参考) 地域職業能力開発促進協議会

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証、その他の職業能力の開発・向上の促進のための関係機関の取組の協議等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

- ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - ④職業訓練・教育訓練実施機関(専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等)
 - ⑤労働者団体 ⑥事業主団体 ⑦職業紹介事業者(団体)又は特定募集情報等提供事業者(団体) ⑧学識経験者
 - ⑨その他協議会が必要と認める者(例: デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等)
-主催

※市町村においても、都道府県を通じて対象事業を地域職業訓練実施計画に位置づけることや、地域職業能力開発促進協議会に参加することが可能。1

地域におけるリスキリングの推進に要する経費に関する調

【様式第141号】地域におけるリスキリングの推進に要する経費に関する調(都道府県分)

都道府県名:

記入者所属、氏名及びTEL:



単位(千円)

地方公共団体名	事業分類	事業名称等	事業概要	事業総額 A	特定財源 B	一般財源 C(A-B)	事業分野 (成長分野)	備考
当該地方公共団体が負担する事業に要する経費						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
		※行数が足りない場合は適宜行を挿入して下さい。				0		
		合計		0	0	0		-

＜記載要領＞
この調は、地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、職業能力開発促進法第15条第1項に基づく地域職業能力開発促進協議会で策定される地域職業訓練実施計画に位置づけられる地方単独事業(ソフト)を対象とする。なお、対象経費は地方単独事業となることから、国や地方自治体から別途、補助金等が支給されている経費等は対象外となる。

- 対象事業

地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、以下の事業に要する経費を対象とする。

 - ①経営者等の意識改革・理解促進
事業例)経営者向けのセミナー開催、産学官のリスキリング協議会の設置・運営、経済団体等のリスキリング支援に関する理解促進
 - ②リスキリング推進サポート等
事業例)専門家・アドバイザー派遣による企業のリスキリング計画策定支援、相談窓口によるワンストップ支援、地域の支援人材不足解消のためのリスキリング推進人材育成
 - ③従業員の理解促進・リスキリング支援
事業例)従業員向けセミナーの開催、従業員向け短期講座開催(職業能力開発校等が実施するものを除く)、資格試験経費助成
- 対象外経費
 - 1)対象経費は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行する経費である。また、以下の経費は、対象外となることに留意すること。
 - ・職業能力開発校等が実施する事業を含め、国から補助金等が交付されている事業に要する経費
 - ・経営者等(経済団体職員等経営者を支援する者を含む)及び従業員(在職者)、企業以外を対象とする事業
 - ・常勤職員に関する経費[人件費、職員の研修に係る経費]
 - ・ハードの整備等に係る経費
 - ・その他、国や地方自治体から別途、補助金等が支給されている経費
 - 2)成長分野のリスキリングに該当しない経費は除くこと。
 - ・介護、農業、教育、保育、看護のように業種全体が成長分野に該当するのではなく、当該業種の事業のうちデジタル・グリーン等成長分野に該当する事業の経費のみ計上すること。
 - ・デジタル・グリーン等以外の資格職に一般的に求められる基礎的なスキル取得を目的とする研修等(初任者研修、職階別研修等)は、成長分野に関するリスキリングに該当しないこと。また、一般的に通常業務において求められる基礎的なスキル取得を目的とする研修等(基礎的なパソコンスキル習得等)も同様に該当しないこと。
 - 3)同一事業内において、「1 対象事業」に該当しない経費又は「2-1) 対象外経費」を含む場合は、当該経費分については除くこと。
(例):セミナーを開催する事業において、成長分野に該当しないセミナーも開催する場合、該当しないセミナーに係る経費については対象外となる。
事業対象者を「在職者」「離職者」としている場合、「離職者」を対象とする事業実施に係る経費は2-1)の対象外経費になるため、「在職者」を対象とする事業経費のみを計上すること。
- 留意事項
 - ・事業分類については、「1 対象事業」の例に基づき「①経営者等の意識改革・理解促進」「②リスキリングの推進サポート等」「③従業員(在職者)の理解促進・リスキリング支援」のいずれかの番号を記入し、事業を分類すること。
なお、複数の事業分類を含む場合は、複数の番号を記載すること。
 - ・「事業名称等」については、地域職業訓練実施計画に位置付けた事業名称と一致されること。また、「事業概要」については、事業内容の詳細を記載のうえ、その対象経費の内容・金額について記載すること。
 - ・事業総額Aには、対象外経費を除いた金額を記載すること。また、特定財源がある場合は、その内容を備考欄に記載すること。(例)受講料:500千円
 - ・事業分野(成長分野)には、デジタル、グリーン等、該当する成長分野を選択すること。「その他」を選択した場合は事業分野(成長分野)の内容を備考欄に具体的に記載すること。なお、成長分野は、2の2)にあるとおり、必ずしも業種全体が該当するわけではないこと。

・本照会様式の提出と合わせて、地域職業訓練実施計画の写しを添付すること。(当該事業が計画に位置づけられていることがわかる部分)